[優秀賞]

初めての国選弁護事件を通じて

船崎まみ 東京弁護士会・60期

Aさんとの出会い

1 国選弁護第1号

私の被告人国選弁護事件の第1号がAさんの公 務執行妨害事件であった。

弁護活動を通してつかんだ事案の概要は、次のようなものであった。

Aさんは50代半ばの男性で、逮捕直前までの約2 年半、日払いアルバイトとして製本工場で製本作業 に従事していた。会社での仕事は毎日午後8時頃か ら朝まで10時間以上に及ぶ徹夜労働であった。逮 捕当日も前日夜から朝9時頃まで12時間の徹夜労働 を終え、帰宅途中に駅で飲酒をして次第に泥酔し、 入店した喫茶店で店員に絡んでいるところを警察に 通報された。その後Aさんは、駆けつけた警察官か ら職務質問をされている途中に、同警察官の頸部を 1回平手で殴ったのであった。

実はAさんは、7年前に同種前科で執行猶予判決を受けてから自宅外で飲酒することを控えていたが、逮捕当日は、翌日から2日間しばらくぶりの休みであったことや、連続の徹夜労働のためか疲れて体調が悪かったので、飲酒をしても帰宅してすぐ眠ってしまう

だろうとの考えから気が緩み帰宅途中で飲酒をした。 ところが体調が悪かったため、かえってすぐに泥酔してしまったのであった。

警察官の頸部を殴った原因は、同警察官が所持品検査をした際に、製本工の商売道具である雑誌の梱包用ビニールバンドを切るための業務用カッターナイフをAさんのポケットから取り出し、泥酔したAさんに「これで人を傷つけようとしているんだろう」と決めつけたような発言したことがAさんを怒らせたようだった。

なお、Aさんは警察官の頸部を殴った瞬間に、警察官2人がかりで地面に押し倒され、そのときに額をコンクリート地面にぶつけて左前額部に骨膜に達する裂傷を負い、6針縫う治療を受けていた。

2 Aさんとの初の接見

選任後さっそく接見をしたAさんは、礼儀正しい応対ではあるが生気がない表情で、淡々と話をする人だった。話を聞くと、酔っていて犯行当時のことはあまり覚えていないが、早く裁判を終えて釈放されたいので自白したということだった。

本人が自白しているのに、この程度の軽微な事案

で起訴されたのは、彼に飲酒による暴行の前科1犯と、執行猶予期間が経過して2年程度しか経っていない公務執行妨害と傷害の併合罪の前科、執行猶予期間中に起訴猶予となった往来妨害罪の前歷があることや、彼の生活歴等が原因のように思われた。

私はAさんから本件事件の状況、上記前科前歴、 就業先、住居等のほかに、①製本工になる以前は約 5年間路上生活をしていたこと、②逮捕当時、居住 していたアパートは、路上生活者の自立支援施設で たまたま知り合った同郷の先輩に保証人を引き受け てもらい借りられたものであること、③家族は高校時 代に離散状態となり、唯一の肉親である兄とはもとも と疎遠で、ここ6年間は音信不通で連絡先もわから ないということなどを聞き取った。

Aさんは、淡々とこれらの話をしながら、「これでまたすべて失ってもとの木阿弥ですよ」とあきらめ気味に無表情に呟いた。

私は、これまでAさんが歩んできた厳しい人生を 想像したとき、この程度の軽微な事案のために職も 住居も失う結果になることは避けなければいけないと 思った。しかし、同時に、仕事は単なる日払いアル バイトの身分であり、逮捕・起訴された事実がわか れば即時に解雇されてもおかしくないと感じた。また、 日払い労働に従事するAさんが身体を拘束されてい る以上は家賃も滞り、住居を失う危険性も相当高い と思われた。さらに、身寄りもなく、仕事も住居も不 安定なAさんの状況そのものが、身体拘束期間を長 期化させる要素となることも明らかであった。

Aさんに情状証人の心当たりを聞いたが、職場には親しい人間は誰もおらず、「誰も思い当たらない」ということだった。

「良い情状を何も見つけられないかもしれない ……」、これが当初正直に感じた不安であった。ここから私の弁護活動が開始した。

方針の迷い――警察官の過剰防衛では?

私は、Aさんの事件については、本人が強く早期 釈放を希望していたことや、Aさんの記憶が曖昧で 争うには材料が弱いと感じていたことから、基本的に 情状弁護を行う方針でいた。

ただ、1点気になったのは、初回接見時に見たA

さんの額の傷であった。記録を読むと、警察官が臨場していた警察官とAさんの身体を引き倒して制圧した旨記載されており、制圧時にコンクリート地面に額を打ったことは明らかであった。

私は、警察官の過剰防衛であり、逮捕行為に違法性がある可能性があると思い、念のため診療録を確認しておこうと考えた。そこで、Aさんが逮捕後警察官に連れて行かれたという病院名と場所に関するAさんのわずかな記憶を頼りに、インターネットと地図で付近の似たような名前の病院を探して、該当する病院を発見した。同病院の院長に事情を聴き、Aさんが冒頭に述べた大ケガを負ったことを知った。

私は正直、本件は、警察官がこうした傷害を負わせたことを隠蔽すべく起訴された面もあるのではないかとも思い、Aさんに落ち度があるとはいえ、あまりにその人生が軽く扱われている気がして理不尽さを感じた。しかし、逮捕手続の違法性を争い無罪主張をすれば、検察官も警官本人や目撃者を証人に立てて争い、公判が数回入ることになることが予測された。逮捕時のAさんの全財産はわずか1万円程度であるうえ、すでに私が選任された時点で逮捕後2週間が経過しており、Aさんの身体を早期に解放し仕事に復帰し住居を確保することは、今後のAさんの生活基盤を確保するために急務であると感じた。

そこで、Aさんの意向も確認し、逮捕手続の違法 性を争うことはせず、情状弁護の方針で早期の身体 解放に向けて動くこととした。

情状探し=Aさんの環境整備

1 情状証人探しと頓挫

私は、アパートの保証人になってくれた同郷の先輩に情状証人になってもらえないかというわずかな期待を抱いて連絡をとったが、「迷惑をかけないというから保証人になったのに勘弁してくれ」とかなり強い口調で言われてしまった。

しかし、その先輩は最終的に私がAさんの謝罪の意や状況を説明すると、「仕方ないから保証金くらいは払ってもいいが」と消極的ながら保証金を支払う意向を示してくれた。そこで、私はこれ以上のことをこの先輩に依頼することはしなかった。

2 仕事と住居の確保に向けて

次に、私は仕事と住居を確保することに向けて動 き始めた。仮にこのまま情状証人が見つからなけれ ば、Aさん自身の反省と更生への決意を裁判官に示 すしかないが、仕事も住居もない不安定な状況では 更生意欲を示しても説得力はないであろうし、なによ りAさんの年齢や経歴等を考えると、仕事や住居と いう社会資源をこれ以上失うことは再起の道を奪い かねないと考えたからである。

職場上司の協力

私は、まずAさんから聞いた職場の上司に電話を した。その上司は、すでに警察からAさん逮捕の事 実の一報を受けていた。警察は、「Aさんが喫茶店 で刃物を振り回して暴れた」などとありもしない事実 を上司に告げていた。正直、本件の実態は警察の過 剰防衛ではないかと思っていた私は腹立たしい思い をした。

私は、Aさんが気の緩みで仕事帰りに飲酒をして 本件に至ったことや、警察官が挑発的言動をしたこ とも発端となっていること、刃物を振り回したり暴れ た事実はまったくないことを説明し、本人の謝罪の意 思や復帰意欲を説明し、釈放されればぜひ復職させ てほしいことを頼み込んだ。

上司は多少状況に理解を示してくれたが、「Aさん は真面目に勤務してくれて、急な交代依頼にも応じ てくれる人だったが、警察沙汰になると……」と迷っ ているようであった。そこで、私はすかさず近日中に Aさんの状況や見通しについて直接上司に会って説 明させてほしいと頼み、面会を約束した。

上司と約束した日、Aさんの職場である製本工場 に行った。すると、工場内で働いている男性が、工 場内を一巡して小さな事務所に案内をしてくれた。 大手印刷会社の下請けである製本工場はとても広く、 その中で男女、国籍を問わず大人数がすし詰め状態 で大音量を放つ機械の中で黙々と作業をしていた。 私は、「Aさんは毎日ここで徹夜労働をしているのか」 と思い、過酷な労働環境の一端を見た気がした。

事務所に入ると、電話で話した若い男性部長と彼 の父親である工場長が待っていた。私は再度Aさん の謝罪の意思と強い復帰意欲を伝え、飲酒の勢いで

起こった軽微な事件であることや、警察の対応にも 問題があったこと、Aさんの経歴や身寄りがなく不安 定な生活状況が軽微な事案でも身体拘束が続く原 因になっていること、解雇されるとすべてを失う可能 性があることなど、時間をかけて話を聞いてもらった。

部長はひととおり話を聞いてくれた後に、「電話を いただいた後に工場長とも相談し、Aさんが今まで 真面目に働いてくれた実績もあるので、二度と問題 を起こさないという誓約書を提出してもらうことを条 件に、今回は元請会社に報告せずに内々で処理して、 復職を認めることにした」と言ってくれた。

私は、正直ほっとしたが、Aさんの身体拘束は猶 予がとれる前提でも最悪判決までの1カ月程度かか るかもしれない旨を話した。しかし、部長も工場長 も「どれだけ長期化しても、Aが復帰するまでずっと 待っている」とまで言ってくれた。さらに部長は私の 求めに応じて、Aさんがアルバイトとして入社してか ら逮捕当日までの2年半分の勤務実績表を渡してく れた。

工場からの帰りの電車の中で部長から渡された勤 務実績表の労働時間を計算すると、Aさんが毎月平 均22日、多い月は25日間も1日平均約12時間の夜 勤労働に従事していることがわかった。とくに、本件 発生前1週間は、5日間連続の夜勤労働で平均労 働時間は13時間に上っていた。Aさんが苦労して逮 捕前の生活を維持していたことをあらためて感じた。

私は、釈放されれば仕事を失わずに済む見通しが できたことが嬉しく、その足で拘置所にいるAさんに 面会し、会社が復職を認める意向を示してくれたこと を伝えた。

Aさんは、普段あまり感情を表に出さない人だった が、驚いた様子で「本当ですか。こんなにありがたい ことはないです。釈放されたらすぐに謝りに行って必 死で働きます」と強い口調で話した。

ただ、私はAさんを違法ともいえる過酷な労働環 境に戻すことの助力になりはしないかが多少気にな り、念のためAさんに復職意思を確認した。するとA さんは、「体のことは大丈夫です。部長も工場長も差 別をしないし良い人たちですよ」と答えた。

私は帰り際に、工場で製本作業を見てきたことを 話すと、Aさんは「雑誌というのはああやってできるん ですよ」と照れくさそうに笑いながら話してくれた。

Aさんの勤務先会社は、その後、Aさんに作成してもらった謝罪文と誓約書の送付や本件のきっかけとなった業務用カッターの撮影等のために何度か会社を訪問してお願いをした末に、日払い制のアルバイトにすぎないAさんのために、復職許可の上申書の作成に協力してくれた。また、部長も、Aさんが真面目に勤務していたことや、指導監督を誓約する陳述書と実質上身元引受文言の入った上申書の作成にも協力してくれた。

私は、部長に情状証人まで依頼しようかと思ったが、折衝の中で、そこまで深入りしてもらうのは厳しいと感じたことや、検察官から追及されたり会社にAさんの前科が明らかになるリスクを考え、上記上申書や陳述書のみで対応し、情状証人は立てずに公判に臨むことを決めた。

住居の確保に向けて

1 不動産仲介業者との交渉

私は、職場との交渉と平行して、まずAさんから聞いた不動産仲介業者に連絡をとり、Aさんが本件逮捕・起訴された事実、Aさんの生活状況からして2カ月以上家賃を支払えない可能性が高いこと、仕事を継続できるかは未定であるがしばらくは生活保護の利用も視野に入れて家賃を支払うことを約束することなどを話し、なんとか居住させ続けてもらえるようお願いをした。仲介業者の社長は、大家が入院中で即答はできないとの前置きのもと、2カ月程度なら敷金の充当か保証人への請求で対応できそうであると前向きな回答をくれた。

その後、私はこの社長に挨拶に行って同じお願いをした。また、念のため、Aさんの居住地域の管轄の福祉事務所のケースワーカーにも連絡をとり、出所後生活保護をすぐに受けるための要件の確認をとり、生活保護受給も可能であることを社長に伝えた。さらに、職場上司の復職許可の意向をもらえたこともすぐに連絡した。

そのようなやりとりを経て、私はとりあえず最低でも猶予判決を取得して釈放されれば、なんとかAさんの住居は確保できそうであるとの感触をつかんでいた。Aさんも「もうアパートは追い出されて路上生活に戻るしかないと思っていた。これ以上ないくらい

にありがたいです」とほっとした様子で話していた。

2 大家さんの言葉

ところが、その社長が公判期日直前になって、陳述書か報告書作成への協力を求めたところ、当該アパートを管理代行しているのは入院している大家さんの娘であり自分ではないと言い始めた。私は、慌てて至急娘さんに連絡をとらせてほしいと依頼したが、何日経っても連絡がとれなかった。私は、何度も社長に急ぐ旨を伝えて催促したところ、公判期日2日前にようやく娘さんと連絡がとれ、Aさんの事情と今後も居住させてもらいたいことを伝えた。すると、娘さんは、「今日父の入院先に行くので、病院から父に電話をさせます」と言ってくれた。

そして、その日の夕方、大家さん本人がわざわざ病院から私宛てに電話をくれた。そこで私は、Aさんがこれまで苦労して過酷な勤務に耐えてきたこと、本件は長時間の徹夜労働で疲れていてたまたま飲酒をして起こしてしまったという経過、今後はなんとか生活保護の利用も視野に入れて仕事をしながら家賃を支払うし、本件のような事件は起こさないことを確約するので、最悪2カ月分の家賃は支払えないかもしれないがなんとか居住させてもらいたい旨を時間をかけて聞いてもらった。すると大家さんは、ひととおり話を聞いてくれた末、「よくわかりました。Aさんが相当な努力をしてきたことを私は知っていますので、今回に限って手助けをしたいと思います。住み続けて結構です」と言ってくれた。

私は、職場の人々、大家さん、それぞれの優しさがとてもうれしかった。Aさんにすぐに伝えたいと思い、公判前日直前にそれを伝えた。

Aさんとの対話

私は、公判まで約2週間半になった時点でようやく仕事の目途がつき、会社の上申書等も揃ったので、できるだけ早くAさんの身体拘束を解きたいと思い、所持金約1万円しかなく保釈保証協会の利用も条件的に不可能であるAさんについて、保釈金1万円で保釈請求をしようかと思った。しかし、多くの先輩の経験談やAさん自身の意向を踏まえて結局あきらめてしまった。そこで、約2週間半後に控えた公判で裁

判官に猶予判決の心証を持ってもらい、できるだけ 早期に判決期日を入れてもらうしかないと考えた。

私は、情状証人のいない公判で、Aさんの更生意 欲が本物であることを裁判官に理解してもらわなけれ ばいけないと思い、接見を重ねた。その中で、いつ も淡々と無表情に話すAさんの陰に、一家離散して 高校を中退し、何度か夜間高校に入り勉強をしようと したが、結局継続できず仕事を転々としてきたこと、 アパートを引き払って寮付きの会社に入社したが、リ ストラされて路上生活に陥ったこと、路上生活から 抜け出そうとしたが仕事がなくて定職に就けず、役所 に相談に行っても追い返される日々が続いたこと、重 病で病院に搬送されたことがきっかけで生活保護を 受けられるようになったが、退院後は役所が用意し た簡易宿泊ホテルや生活保護費をピンハネするNPO 法人の用意した簡易宿泊所暮らしを余儀なくされて いたこと等、たくさんの厳しい現実と孤独な人生が詰 まっていることを感じた。

そのような事情はあっても、飲酒による前科前歴については、今回最も検察官、裁判官に追及される点であることは明白だったので、飲酒をして粗暴になる原因、その克服方法をどう伝えるか等について何度も話をした。それらの話をする中で、Aさんが「国家権力に頭を下げるのは嫌だ。警察はいつも自分を決めつけてくるから腹が立つ。路上生活中もあいつらには何度もやられた。こんな中途半端なことならもっと殴ってやればよかった」、「私は一人で景色や動物を見るのは好きですが、人間というものは大嫌いです」と強く話すことが何度もあった。飲酒による暴行等で一般人に危害を加えることの悪質性についても、本心では納得していない様子も窺えた。私は、公判でこうした彼の真意が顕出されないか不安を覚えた。

しかし、考えてみると、Aさんの歩んできた人生の中には理不尽で厳しい現実があったであろうし、路上生活を5年間もしていれば、一般人からも警察官からも暴言を吐かれ、危険な目に遭わされたことがあったであろうことは容易に想像できた。こうした経験を経てきたAさんにだけ人を傷つけるなと言ったところで、本人が納得できない気持ちが残ることも無理はないのかもしれないとも思った。

それでも、私はAさんに、不条理な現実がたくさん ある世の中だと思うが、職場の人も協力してくれたし、 大家さんもAさんの努力を評価して居住を認めてくれたのだから、このチャンスをつかんでほしいと公判直前まで話し、裁判官と検察官はまさにAさんの再犯危険性を判断するのだから検察官の挑発的言動には絶対に乗らないよう話をした。

また、私は公判直前までAさんの気持ちを汲み取りながら裁判官が納得してくれる弁論要旨の書き方を考え、シンプルながら検察官とはまったく異なる視点でAさんの人生や背景事情に裁判官の目が向くように構成を練った。そして、完成版ではないが、公判前日にAさんに弁論要旨を差し入れた。それは、Aさんに、私がAさんから聞いた話や気持ちをできるかぎりまとめたこと、何のために職場の上司や大家さんに働きかけ、反省文や誓約書の作成、警察官から負わされた傷害を治療した病院の調査などをしたのかを理解してから公判に臨んでもらいたかったからであった。

公判当日

公判当日、私は、情状証人を立てない代わりに、職場上司の陳述書、警察官へ送付した謝罪文、職場への謝罪文と誓約書、大家からの電話聴取報告書、Aさんの勤務実績表、警察官が制圧時に負わせた傷害を治療した病院からの治療報告書等、弁9号証までの書証を提出し、情状になりそうな要素はしつこく顕示した。

被告人質問では、Aさんが路上生活に陥り再度5年以上かけて自立した生活を築くまでの経過、過酷な労働環境で2年半以上働き通した実績、更生意欲等を聞いた。

反対尋問では、予想していたとおり検察官からかなり厳しい尋問があり、裁判官からも前科や粗暴傾向についてかなり時間をかけて質問が続き、求刑1年の論告の後、弁論となった。

私は、用意していた弁論要旨を力を込めて読み上げ始めた。何ら代わり映えしない弁論だが、要所要所で、Aさんが厳しい現実の中で努力をして自立を遂げてきたこと、本件逮捕勾留により基本的生活基盤を失う危機にさらされながらAさん自身の努力が評価されて辛うじてその基盤を維持していること、今これらの基盤を失ってはかえって更生の道が閉ざされ

ること、一度路上生活に身を落とせば再度這い上がることの厳しさを身をもって経験しているAさんが職場上司や大家の約束に反して再犯を犯すことはありえないことを強く主張したつもりであった。また、事案の軽微さと併せて、一見して泥酔しているAさんを保護せずに、むしろとても人を傷つけられる形状には見えない業務用カッターを凶器として所持しているように決めつけた言動をして泥酔したAさんの感情を逆撫でした警察官の対応に問題があること、事案の軽微さからしてAさんの負わされた傷害があまりに重いことを、念のため付け加えておいた。

私がこのような弁論を読んでいるうちに、普段感情を表に出すことの少ないAさんが急に声を上げて泣き始めた。Aさんは公判期日が終了するまでずっと泣いていた。私はAさんの胸に去来したものが何かはわからなかったが、Aさんの心情を想像し自分もまた熱いものがこみ上げてくる思いがした。

判決とその後

第1回公判の2日後に出された判決は、懲役1年、執行猶予5年であった。理由は、上司による指導監督への期待、真面目に生活してきた実績や反省態度が認められるので猶予としたが、飲酒による粗暴傾向が顕著であるので最大の猶予期間が必要であると判断したというきわめてあっさりしたものであった。それでも私は言葉では言い表せないほどほっとし、嬉しかった。

判決言い渡し後、仮監で会ったAさんは、普段と変わらぬ淡々とした表情に戻っていたが、「本当に危なかったんですね。二度とこんなことはしません」と話した。

私は、Aさんにしばらく生活保護を受けることを勧め、消費者金融への借金を整理し、今後の生活をやり直すために出発時点の負担を極力軽くすることを強く勧めた。そして、生活保護申請や債務整理は手伝えるので何かあればすぐに連絡をするように伝えて、Aさんの職場に報告と御礼の電話を入れた。

その後Aさんから連絡はなかったが、2週間くらいして一通の葉書が届いた。内容はAさんらしく淡々としたものだったが、「おかげさまで仕事に復帰でき、少々のつけは溜まりましたけれどいつもの毎日に戻れ

ました」と書かれていた。そして、葉書の末尾には「まだ電話もつながらないので葉書にて失礼します」と丁寧に記載されていた。

Aさんが日払いの収入をこつこつ貯めて溜まった 必要生活費を少しずつ支払いながら生きている様子 が伝わってきた。「厳しい生活を送っているんだろう な」と思いながらも、嬉しかった。

その1週間後、今度はAさんから電話がかかってきた。電話のAさんの声はとても明るく、「私のためにいろいろなところをまわっていただいたようで、ありがとうございました。電話がようやくつながったのですぐに報告したいと思って連絡しました。先週は水道がつながりました。まだ電気はつながっていませんが、頑張ります。それにしても先生の言ったとおりスタートし直すのは大変ですね」と笑いながら話していた。

電話をもらった日は7月の猛暑の中、冷房もない 製本工場で夜勤をし、電気も通らない自宅アパート で日中を過ごしているAさんの姿を思い浮かべ、思わ ず私は「毎日暑そうですけど、大丈夫ですか」と言っ てしまった。するとAさんは笑いながら「あの職場は 夏は大変ですよ」と話していた。

私は、「債務整理をし、当面生活保護を利用すれば、もっと楽なのに強情だなあ……」と思い、消費者金融との関係を絶って少しでも負担を軽くするよう再度話したが、Aさんは笑いながら話を聞くだけで、「先生、毎日忙しそうで大変ですね。裁判は結構あるのですか」などと明るく世間話をしていた。私はもどかしさを感じたが、最後に体は大切にして今後も何か困ったら連絡してくださいと伝えて電話を切った。

この事件は、単純な情状弁護の事件にすぎず自分がやったことは当たり前のことなのかもしれない。一方、Aさんが一度失いかけてなんとか取り戻した日常生活は、変わらぬ厳しい生活であることは間違いはないであろう。それでも私は、Aさんがこの事件を経て、マイナスからの出発でも少しでも新たに意欲を抱いて日々の生活に出発してくれた様子に、自分もまた力をもらった気がした。

今後もどんな脆弱な情状しかなくとも、可能性を信じて事件に取り組むことでそれが情状につながり、そのことで同じ市民として少しでも人とつながれたときのわずかな希望を胸に地道に活動を続けていきたい。 (ふなさき・まみ)